

株式会社O・N・T

一般事業主行動計画（2）女性活躍推進法

株式会社O・N・Tは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条の規定に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

2 課題・職員全体の女性割合に比して管理職（課長職以上）の女性割合が低い。・男性の育児休業取得割合が少ない。

3 目標

- ・管理職に占める女性割合を20%以上にする。
- ・職員の残業時間を月平均20時間以内とする。

4 取組内容と実施時期

（1）女性活躍推進のための階層別研修を実施する。

①令和5年4月～研修プログラムの検討

②令和5年5月～職域別研修の実施

（2）職場と家庭の両方において男女ともが貢献できる職場風土づくりのため、各種研修を実施する。

①令和5年4月～研修プログラムの検討

②令和5年5月～職域別、年齢層別研修を実施。